

● ● ● 仕事や資格等のこと ● ● ●

仕事探し・転職について

ひとり親就業支援（母子・父子自立支援プログラム策定）		P32
ハローワーク足立（公共職業安定所）		P32
マザーズハローワーク日暮里（公共職業安定所）		P32
J O B コーナー町屋(ハローワーク足立)		P33
東京しごとセンター		P33
〔コラム〕転職・就職を成功させるために		P33

資格取得のための給付金等について

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業		P34
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業		P35
ひとり親学び直し支援事業（高校卒業程度認定試験合格支援事業）		P36
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業		P37

スキルアップ・職業訓練について

東京都ひとり親家庭支援センター	はあと飯田橋		P38
職業能力開発（職業訓練）			P38





仕事探し・転職について

ひとり親就業支援（母子・父子自立支援プログラム策定）

ひとり親の母または父が安定した収入を得て自立するための転職や就職の準備、就職に有利な技術を習得する職業訓練や資格取得等、専門の資格を持ったひとり親就業支援専門員が相談に応じます。仕事探しや資格取得のための情報提供、応募書類（履歴書・職務経歴書）作成のアドバイス、面接対策などのサポートもします。

就職や転職を考えている場合、ハローワーク足立「就労支援コーナーあらかわ」（荒川区役所内）の就職支援ナビゲーターと連携して、就職活動を支援します。「就労支援コーナーあらかわ」に同行し、定期的な面談（予約制）を通じて職業相談・紹介を行います。

対象者 ひとり親家庭の父母等（離婚前相談含む）

注釈 生活保護受給者を除く

問合せ 区役所 2 階 子育て支援課ひとり親・女性福祉係 03-3802-4983

●相談日時：月曜～木曜 午前 9 時から午後 4 時

ハローワーク足立（公共職業安定所）

就職や転職を考えているとき、どういう職業に就けば良いか迷っているときは、ハローワークにご相談ください。ハローワークでは、仕事を探している方に適性と能力に応じた職業に関する情報を提供し、職業相談・紹介を行っています。また、再就職に必要な技術・技能を身に着けるための公的職業訓練あっせんも行っています。

雇用保険失業給付の手続きもハローワークへ。

問合せ ハローワーク足立 足立区千住 1-4-1 東京芸術センター 6 階から 8 階
03-3870-8609（代） ●利用時間：平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

マザーズハローワーク日暮里（公共職業安定所）

子育てをしながら就職を希望する方の就労支援を行っている専門のハローワークです。就職支援ナビゲーターによる担当制で、仕事と子育ての両立ができるか心配、ブランクの期間があり就職に不安があるなどの悩みを伺いながら、一人ひとりに寄り添った就職活動をサポートします。お子さま連れでも安心の設備で、見守りスタッフを配置したチャイルドコーナーもあります。また、託児付きで就職に役立つセミナーやパソコン講習を開催しています。

問合せ マザーズハローワーク日暮里 荒川区西日暮里 2-29-3 日清ビル 5 F
03-5850-8611
●利用時間：平日 午前 9 時から午後 5 時

J O B コーナー町屋（ハローワーク足立）

ハローワーク足立が運営するJ O B コーナー町屋は、町屋駅から徒歩1分の便利な場所で、転職を考えている方も仕事帰りにお仕事探しができます。

ハローワーク足立と同様に、全国のハローワークの求人を検索システムで閲覧でき、求人の内容・応募状況など職業紹介に関する相談ができます。

問合せ J O B コーナー町屋 荒川区荒川7-50-9 センター町屋3階（ムーブ町屋内）
03-3819-7771

●利用時間：平日 午前9時から午後5時

東京しごとセンター

仕事をお探しのすべての年齢層の方、また、結婚・出産・育児・介護から再就職を目指す女性を対象に、就職に関する様々なサービスを提供している、ワンストップサービスセンターです。就業相談、キャリアカウンセリング、求職活動に役立つセミナー、職業紹介等を行っています。就職支援アドバイザーが、個々の状況や適性を踏まえて、二人三脚で最後までサポートします。

すべてのサービスは無料でご利用いただけます（一部テキスト代を除く）。

問合せ 東京しごとセンター総合相談係 千代田区飯田橋3-10-3

03-5211-1571 ホームページ <https://www.tokyoshigoto.jp>

●利用時間：平日 午前9時から午後8時 土曜 午前9時から午後5時

●託児サービス

就業相談（キャリアカウンセリング）や求職活動支援セミナーなど東京しごとセンターをご利用になる際に、託児サービスをご利用できます（満1歳から6歳までの未就学児対象。利用の6営業日前までにご予約ください）。

～ 転職・就職を成功させるために～

履歴書・職務経歴書作成のワンポイントアドバイス！！

自立に向けた安定した仕事を得るために、まずクリアしたいハードルは書類選考に通過すること。そのためには、人事担当者に「この人に直接会って話を聞きたい」と思わせる内容であることが重要なカギを握っています。応募する業務にこれまでの経験を活かせるかどうかはもちろんですが、それだけでは人事担当者へのアピールは足りません。そこで志望動機で押さえておきたいポイントは3つ。

なぜその会社を選んだのか。（どこに惹かれて応募したのか）

これまでのどんな経験を活かせるのか。

将来、この会社で何をしたいのか。

自分の言葉で、会社に対する熱い思いと将来に向けた意欲をアピールしていきましょう！

ひとり親・女性福祉係では、応募書類作成のアドバイスを行っています。

ぜひ一度、相談してみたいはいかがでしょうか。





資格取得のための給付金等について

ひとり親家庭の母または父の自立・就労支援のために専門相談員が相談に応じます。

問合せ 区役所 2 階 子育て支援課ひとり親・女性福祉係 03-3802-4983

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の母または父が、就業に有利な資格を取得するために養成機関で受講する際に、その修業期間（上限 4 年）において高等職業訓練促進給付金を支給し、修業している間の生活の負担軽減を図ります。さらに受講修了者には高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

●対象

荒川区内に住所を有するひとり親家庭の母または父で、つぎのすべてに当てはまる方

（１）児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方

所得が児童扶養手当を受けている方と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後 1 年間に限り、引き続き対象となります。

（２）養成機関において 6 か月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方

（３）就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方

（４）原則として養成機関へ通学している方

オンライン学習での受講はご相談ください

（５）過去にこの給付金を受給していない方

●対象資格

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格・LPI 認定資格等

●申請方法

すでに受講中の方も支給対象です。また、相談と申請のために複数回の来所が必要です。

支給額

●高等職業訓練促進給付金（上限 4 年）

住民税非課税世帯：月額 100,000 円

住民税課税世帯：月額 70,500 円

最終学年に属する 1 年間については、月額 40,000 円を増額します。

●高等職業訓練修了支援給付金

住民税非課税世帯：50,000 円・住民税課税世帯：25,000 円

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の母または父が、区の指定を受けて教育訓練講座を受講し、修了した場合に、支払った受講経費の一部を支給する事業です。

●対象

荒川区内に住所を有するひとり親家庭の母または父で、つぎのすべてに当てはまる方

- (1) 自立支援プログラム策定を受けて、自立を図るための活動を行う方
- (2) 職業訓練、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、教育訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められる講座を受講する方
- (3) 過去にこの給付金を受給していない方

●対象講座

雇用保険制度の指定教育訓練講座（一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練）

●申請方法

必ず講座を申込前にご相談ください。また、自立支援プログラム策定の相談と給付金申請のために複数回の来所が必要です。受講する講座について、講座の申込前に区の支給対象の指定を受けないと、給付金は支給されません。

支給額

- ・一般教育訓練、特定一般教育訓練は、支払った受講経費の60%（下限12,001円、上限20万円）を受講修了後に支給
- ・専門実践教育訓練は、修学年数×40万円が限度（上限額160万円）
修了後、1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%（上限20万円）を追加支給（最大85%の支給）
雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある方については、教育訓練給付金の支給額を差し引いた額



ひとり親学び直し支援事業（高校卒業程度認定試験合格支援事業）

より良い条件での就職や転職につなげ、生活の安定と向上を図ることを目的に、ひとり親家庭の母または父、もしくはひとり親家庭の子ども（ひとり親の母または父から扶養を受けている 20 歳未満の子ども）で、つぎのすべてに当てはまる方

●対象

荒川区内に住所を有するひとり親家庭の母または父、もしくはひとり親家庭の子ども（ひとり親の母または父から扶養を受けている 20 歳未満の子ども）で、つぎのすべてに当てはまる方

- （１）自立支援プログラム策定を受けて、自立を図るための活動を行う方
- （２）高校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められた方
- （３）高等学校を卒業していない方
- （４）大学入学資格を取得していない方
- （５）過去にこの給付金を受給していない方

●対象講座

高校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

●申請方法

必ず講座の申込前にご相談ください。また、自立支援プログラム策定の相談と給付金申請のために、複数回の来所が必要です。受講する講座について、講座の申込前に区の支給対象の指定を受けないと、給付金は支給されません。

支給額

通信制の場合

受講開始時給付金：支払った受講経費の 40%

（下限 4,001 円、上限 100,000 円）を受講開始時に支給します。

受講修了時給付金：

支払った受講経費の 50%に相当する額から の受講開始時給付金を差し引いた額を受講修了時に支給します。（下限 4,001 円、上限 + = 125,000 円）

合格時給付金：

受講修了日から起算して 2 年以内に高校卒業程度認定試験の全科目に合格した場合に、受講経費の 10%を支給します。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金、合格時給付金の合計額が 25 万円までが上限になります。

～ について、通学または通学及び通信制併用の場合は、支給額が増額になりますので、ご相談ください。

受験料：

受講修了日から起算して 2 年以内に高校卒業程度認定試験の全科目に合格した場合に受験料の全額を支給します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

(社会福祉法人東京都社会福祉協議会事業)

1 高等職業訓練促進資金

「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母または父を対象とした制度です。入学準備金・就職準備金を貸し付けることで修学を支援し、資格取得と資格を活かした就職を促進してひとり親家庭の自立を図ることを目的としています。

条件により高等職業訓練促進資金の返済免除があります。

●対象

荒川区内に住所を有するひとり親家庭の母または父で、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給対象者

貸付額

入学準備金：上限 50 万円・就職準備金：上限 20 万円
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等の併用はできません。

2 住宅支援資金

荒川区が実施する母子・父子自立支援プログラム（以下、「プログラム」）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の母または父に、住居の借り上げに必要となる資金を貸付け、就労またはより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的としています。プログラム策定を受けるためには相談が必要です。

条件により住宅支援資金の返済免除があります。

●対象

荒川区内に住所を有するひとり親家庭の母または父で、つぎのすべてに当てはまる方

(1) 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方

ただし、所得水準を超過した場合でも 1 年以内であれば対象とする

(2) プログラム策定を受けて、自立（アからウまでのいずれかをいう）を目指している方

ア 就職またはより高い所得が見込まれる転職

イ 資格取得等による同一職場における所得増

ウ 安定した就労につながる転職

貸付額

住宅支援資金：月額 70,000 円以内 上限 12 か月
他の補助制度（住宅確保給付金等）との併用も可能ですが、家賃額と他の補助制度により支援を受けている額の差額が貸付額の上限となります。



スキルアップ・職業訓練について

東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋

東京しごとセンター内に就業支援相談員を配置し、仕事探しの相談や応募書類の書き方、面接のアドバイスなどの一貫した支援を行っています。

ホームページから求人情報をご覧いただけるほか、各種支援メニューやセミナーのお申し込みができます。

●主な内容

仕事に関する相談（来所・電話・オンライン） 職業紹介、適職診断、マネー相談、就業支援講習会、ライフプランセミナーの開催 等

パソコン講習会では、2～6日間の連続講座でタッチタイピングから MOS 試験を目指すレベルまでのスキルアップを目的とする講座、生成 AI について学ぶ3日間入門講座、Canva を使用したデザインセミナーを開催しています。（受講料無料）

問合せ 東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋

03-3263-3451 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 7 階

ホームページ <http://www.haat.or.jp>

- 利用日時：月曜～日曜 午前9時から午後5時30分（日曜・祝日は電話相談のみ受付）
火曜・金曜は午後8時30分まで

職業能力開発（職業訓練）

東京都が設置している職業能力開発センターでは、技術習得に必要な訓練を行っています。受講期間は2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年または2年があります。

2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月コースの授業料は無料、1年または2年コースの授業料は有料です。（減免制度もあります）

母子家庭となって3年以内にハローワークに求職申し込みを行い、ハローワークを通じて受講する方で一定の要件に当てはまる場合には、その間訓練手当（基本手当日額4,310円（20歳未満は3,530円） 受講手当日額500円（受講した日40日分を限度） 通所手当〔実費相当額〕等）が支給されます。

また、雇用保険を受給できない方を主な対象にした求職者支援訓練が毎月開講され、一定の要件を満たせば、職業訓練受講給付金が支給されます。詳細はハローワークにお問い合わせください。

問合せ ハローワーク足立 職業訓練担当 足立区千住 1-4-1 東京芸術センター 6 階

03-3870-8609（音声ガイダンスに従って、「46#」を選択してください。）

授業料の減免制度については各職業能力開発センターにお問い合わせください。